

広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第六十四号

### 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第一条 この規則は、広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和五年広島県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

#### (求償権の放棄等の承認の申出)

第三条 保証協会は、条例第三条第一項の規定により申し出る場合は、別記様式第一号による求償権放棄等承認申出書を知事に提出するものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 条例第三条第二項各号に掲げる計画、要請又は申込みの内容を証する書類の写し
- 二 当該申出に係る求償権の放棄等について株式会社日本政策金融公庫から承認を受けたいことを証する書類の写し

三 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあっては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類

四 その他知事が必要と認める書類

#### (求償権の放棄等の承認等)

第四条 知事は、条例第三条第一項の規定による申出があった場合は、その内容を審査し、求償権の放棄等の承認を行うときは別記様式第二号による求償権放棄等承認通知書により、求償権の放棄等の承認を行わないときは別記様式第三号による求償権放棄等不承認通知書により、その旨を保証協会に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、地域経済の振興その他審査において必要な事項に関し、その識見を有する者から意見を聴くものとする。

#### (求償権の放棄等の報告)

第五条 保証協会は、前条の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行ったときは、速やかに知事に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、別記様式第四号による求償権放棄等実施報告書に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 求償権の放棄を行ったことを証する書類、不等価譲渡先と締結した不等価譲渡の契

約書等又は資本的劣後債権への転換を証する書類の写し

二 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあっては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類

三 その他知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止の報告)

第六条 保証協会は、第四条の規定による承認を受けた後、求償権の放棄等を行わなかったときは、別記様式第五号による求償権放棄等中止報告書により、速やかに知事に報告するものとする。

(私的整理に関するガイドライン)

第七条 条例第三条第二項第十一号に規定する私的整理に関するガイドラインとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和二年十月三十日に同研究会が策定したものをいう。）

二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

(知事が認めるガイドライン)

第八条 条例第三条第二項第十二号に規定する知事が認めるガイドラインとして規則で定めるものは、サービサー機能を活用した反社債権の買取り等に係るガイドライン（平成二十六年三月二十八日に株式会社社整理回収機構が策定したものをいう。）とする。

(議会への報告)

第九条 条例第四条の規定により知事が議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 求償権の放棄等を実施した日
- 二 県が回収納付金を受け取る権利を放棄した額
- 三 求償権の放棄等を承認した理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別記様式第 1 号（第 3 条関係）

## 求償権放棄等承認申出書

年 月 日

広島県知事 様

広島県信用保証協会  
会長

求償権の放棄等を行いたいので、広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

債務者の所在地、名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあっては、住所及び氏名)		
対象となる保証債務の内容		
融資制度名		
保証承諾日		年 月 日
保証承諾額		円
融資実行日		年 月 日
代位弁済日		年 月 日
代位弁済額		円
条例第 3 条第 2 項のうち、該当する号		第 号
申出の内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 不等価譲渡 <input type="checkbox"/> 資本的劣後債権への転換	
求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込みについて		
申出日における求償権残高 (A)		円
権利放棄の額 (B)		円
(B) のうち、広島県が回収納付金を受け取る権利を放棄する額		円
(内訳)	放棄額	円
	不等価譲渡による求償権との差額	円
権利放棄後の求償権残高 (C) = (A) - (B)		円
資本的劣後債権への転換額 (D)		円
(D) のうち、広島県に影響する転換額		円
求償権の放棄等予定日		年 月 日

注 1 「申出の内容」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とします。

様式第2号（第4条関係）

求償権放棄等承認通知書

第 号  
年 月 日

広島県信用保証協会  
会長 様

広島県知事

年 月 日付けで提出のあった求償権放棄等承認申出書について審査したところ、求償権の放棄等に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することが適当と認められるため、広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、申出に係る求償権の放棄等を承認します。

債務者の所在地、名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあつては、住所及び氏名)	
---	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とします。

様式第3号（第4条関係）

求償権放棄等不承認通知書

第 号  
年 月 日

広島県信用保証協会  
会長 様

広島県知事

年 月 日付けで提出のあった求償権放棄等承認申出書については、次の理由により承認しないこととしたので、広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、通知します。

債務者の所在地、名称 及び代表者の氏名 (個人である場合にあつて は、住所及び氏名)	
理 由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とします。

様式第4号（第5条関係）

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

広島県知事 様

広島県信用保証協会  
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を次のとおり実施したので、広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、報告します。

債務者の所在地、名称及び代表者の氏名 (個人である場合にあっては、住所及び氏名)		
実施した内容（求償権の放棄等の内容）		<input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 不等価譲渡 <input type="checkbox"/> 資本的劣後債権への転換
求償権放棄等の実施日		年 月 日
求償権の放棄等の実施前の求償権残高 (A)		円
権利放棄の額 (B)		円
(B)のうち、広島県が回収納付金を受け取る権利を放棄した額		円
(内訳)	放棄額	円
	不等価譲渡による求償権との差額	円
権利放棄後の求償権残高 (C) = (A) - (B)		円
資本的劣後債権への転換額 (D)		円
(D)のうち、広島県に影響する転換額		円

注 1 「実施した内容」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とします。

様式第5号（第6条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

広島県知事 様

広島県信用保証協会  
会長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を次のとおり中止したので、  
広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する  
条例施行規則第6条の規定により、報告します。

債務者の所在地、名称 及び代表者の氏名 (個人である場合にあつて は、住所及び氏名)	
求償権の放棄等を中止 した理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とします。